

徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領

制定：令和4年9月1日付け農技セ第420号

改正：令和5年3月7日付け農技セ第979号

第1 目的

ウクライナ情勢を背景とした肥料の価格高騰により影響を受ける農業者の事業継続とともに、化学肥料の使用量の削減による持続可能な営農等を図るため、農業者に対し、肥料価格高騰分について緊急的な支援を行う。

第2 協議会

徳島県は次に掲げる要件を満たす協議会に対して、本事業の実施に係る業務を委託する。

- 1 代表者が定められていること。
- 2 組織の意志決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- 3 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 以下に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、協議会を設置するものとする。

なお、既存の協議会を活用する場合には、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

- (1) 協議会規約
- (2) 事務処理規程
- (3) 会計処理規程
- (4) 文書取扱規程
- (5) 内部監査実施規程

- 5 肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）第2の2の（4）の規定により、中国四国農政局長から承認を受けた（又は受ける見込みの）協議会であること。

第3 提出書類に関する事項

本委託事業を受託しようとする協議会は、知事が別に定める委託業務仕様書を踏まえ、次のとおり必要書類を作成し、提出するものとする。

- 1 提出書類
 - (1) 参加申込書（別紙様式A）
 - (2) 事業実施計画書（別紙様式B）
 - (3) 添付書類
 - ア 会員名簿
 - イ 業務方法書
 - ウ 協議会規約

- エ 事務処理規程
- オ 会計処理規程
- カ 文書取扱規程
- キ 内部監査実施規程

イの業務方法書には、本事業に係る申請、別記1の第2の2に定める支援金及び別記2に定める取組実施者の取組内容に係る支援額（以下「支援金等」という。）の管理、支払、実績の報告及び支援金等の返還に係る事項並びにその他業務運営に必要な事項を記載するものとする。

（4）委託業務に係る経費の見積書

第4 契約の締結

契約は、徳島県と契約候補者との間で委託契約に関する協議が整い次第、締結するものとする。

第5 事業の内容

本事業の委託を受けた協議会（以下「受託協議会」という。）は、以下に掲げる事業を行うものとする。

1 肥料価格高騰緊急対策事業

別記1に基づき、化学肥料の使用量の低減に向けて取り組む取組実施者（以下「取組実施者」という。）に対して、当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部に当たる支援金の交付を行うことを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

2 肥料価格高騰緊急対策推進事業

別記2に基づき、1の事業の適切かつ円滑な実施に資するため、取組実施者が提出する申請書の審査、取組確認等に係る業務を行う。

第6 取組実施者（農業者の組織する団体等）

本事業の取組実施者は、以下の要件を満たす農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等とする。

- 1 別記1の第2の1に取り組む農産物の販売実績のある農業者（以下「参加農業者」という。）を参加させること。また、参加農業者は5人以上とすること。
- 2 代表者が定められていること。
- 3 別記2の第2の1の取組の適正な執行に関し、責任を持つことができること。
- 4 定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程が定められていること。

第7 事業実施の手続等

事業実施の手続等は以下のとおりとする。

1 取組計画書の作成及び変更

（1）取組実施者は、参加農業者が作成する参考様式第2号に定める化学肥料低減計画書

が適正であることを確認した上で、参考様式第1-1号に定める取組計画書（以下「緊急対策事業取組計画書」という。）を作成し、受託協議会に提出するものとする。

(2) 緊急対策事業取組計画書の提出を受けた受託協議会は、その内容について審査を行い、取組実施者に支援金等を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに参考様式第3号により通知するものとする。

(3) 取組実施者は、緊急対策事業取組計画書について、支援金等の増減を伴う重要な変更が生じた場合には、(1)及び(2)に準じて変更の手続を行うものとし、それ以外の変更については、受託協議会に届出を行うものとする。

2 事業実績の報告

(1) 受託協議会は、取組実施者に対し、知事が別に定める日までに参考様式第4号により取組実績報告書を提出させるものとする。

(2) (1)の提出を受けた受託協議会は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

第8 事業の評価等

事業の評価の報告については、別記1の第2の1の(1)のアの事業（2割低減タイプ）を実施したときは以下の1のとおり行い、同(1)のイの事業（1割低減タイプ）を実施したときは以下の2のとおり行うものとする。

1 2割低減タイプ

受託協議会は、国実施要領第12の2の規定に準じて行うものとする。

2 1割低減タイプ

(1) 取組実施者は、参加農業者が化学肥料の低減の取組を実施した後に作成する化学肥料低減実施報告書（参考様式第2号-ウ）が適正であることを確認した上で、参考様式第5号の取組実施報告書を作成し、知事が別に定める日までに受託協議会へ提出するものとする。

(2) (1)の提出を受けた受託協議会は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

(3) (2)の確認を円滑かつ適正に行うため、受託協議会は、取組実施者に対し、化学肥料の低減の取組に関する記録を保存するよう指導しなければならない。

(4) 知事は、本事業の実施効果等について、必要があると判断した場合には調査を実施できるものとする。この際、受託協議会及び取組実施者は、知事の求めに応じ、調査に協力するものとする。

第9 支援金等の返還

1 支援金等の返還

受託協議会は、支援金等の交付を受けた取組実施者が、支援金等の交付要件を満たさないことが判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該支援金等の返還を求めるものとする。

(1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された支援金等のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。

- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、支援金等の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) (1) 及び(2) の返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰さない事情により、取組計画書に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

2 返還の手続

- (1) 受託協議会は、取組実施者が支援金等を返還する必要がある場合には、知事に速やかに報告するとともに、知事の指示の下、当該取組実施者に速やかに通知し、支援金等の返還を求めるものとする。
- (2) (1) により支援金等の返還があった場合は、受託協議会は当該返還額を徳島県に返還するものとする。
- (3) 受託協議会は、1により返還を求める場合には、その請求に係る支援金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) (3) により返還を求められた金額を支払わない取組実施者があるときは、受託協議会は、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (5) 知事は、必要に応じて取組実施者に対し直接支援金等の返還を求めることができるものとする。

第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、対象経費の中に受託協議会若しくは取組実施者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に受託協議会又は取組実施者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、支援金等の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益排除の対象となる調達先

受託協議会又は取組実施者が以下の(1)から(3)までのいずれかから調達を受ける場合(ほかの会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象となる。

- (1) 受託協議会又は取組実施者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 受託協議会又は取組実施者の関係会社

2 利益等排除の方向

- (1) 受託協議会又は取組実施者の自社調達の場合
当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(マイナスの場合は、0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (3) 受託協議会又は取組実施者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第11 証拠書類の保管

1 取組実施者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、支援金等の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、受託協議会又は知事から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

（1）別記1の第2の1の取組を実施したことが確認できる書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）

（2）支援金等の交付額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

2 受託協議会は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、支援金等の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、知事から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

（1）本事業を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）

（2）取組実施者から提出された書類

（3）取組実施者への指導監督に係る書類

（4）取組実施者への支援金等交付を証明する書類（振込明細書等）

（5）支援金等の交付額算定の根拠となる書類（給与振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月7日から施行する。

別記 1

肥料価格高騰緊急対策事業

第 1 事業の目的

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

第 2 事業の内容

1 化学肥料の使用量低減の取組

(1) 取組要件

2 の支援金の交付を受ける参加農業者にあつては、ア又はイのいずれかを選択し、化学肥料の使用量の低減に向けた取組を行うものとする。

なお、国実施要領別記 3 の事業を実施する農業者のみ、アを選択できるものとする。

ア 2割低減タイプ

化学肥料の使用量の 2 割低減に向けた取組として、令和 4 年度又は令和 5 年度において (2) の項目のうち 2 つ以上の項目に取り組むものとする。その際、前年までに行っている取組を強化することも、これに含めるものとする。

ただし、前年までに既に 2 つ以上の取組を行っており、これを継続する場合には、1 つ以上の項目に新たに組み、又は前年までに行っている取組のいずれか 1 つ以上を強化するものとする。

イ 1割低減タイプ

化学肥料の使用量の 1 割低減に向けた取組として、令和 4 年度又は令和 5 年度において (2) の項目のうち新たに 1 つ以上の項目に取り組むものとする。

(2) 対象となる取組の項目

- ア 土壌診断による施肥設計
- イ 生育診断による施肥設計
- ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入
- エ 堆肥の利用
- オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）
- カ 食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）
- キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用
- ク 緑肥作物の利用
- ケ 肥料施用量の少ない品種の利用
- コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用
- サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）
- シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用
- ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用
- セ 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスまでに係るものを除く。）

ソ その他受託協議会が化学肥料の使用量の低減効果を有すると認める技術等（以下「地域特認技術」という。）の利用

(3) 地域特認技術の認定方法

(2) のソに定める地域特認技術は、取組実施者の申請に基づき、受託協議会が認定するものとし、その認定に当たっての手續は次のとおりとする。なお、国実施要領別記3の第2の1の(2)の規定により地域特認技術として認定された技術については、緊急対策事業における地域特認技術とみなす。

ア 受託協議会は、取組実施者から、別紙様式第1号により地域特認技術の認定申請があった場合、徳島県の意見を聴取した上で、技術的観点から審査を行い、当該技術等の導入前後で化学肥料の使用量の低減効果を有すると認められる場合は、これを地域特認技術として認定するものとする。

イ 受託協議会は、アにより地域特認技術の認定を行った場合は、取組実施者に対して別紙様式第3号により通知するとともに、速やかにその写しを添えて知事に報告するものとする。

ウ ア及びイに関わらず、受託協議会は、地域における化学肥料の使用量の低減効果等が明らかであり、地域特認技術として認定することが適当と考えられる技術等がある場合には、別紙様式第2号により知事と協議の上で、地域特認技術としてあらかじめ位置づけることができるものとする。

2 支援金の額の算定方法

(1) 農業者ごとの支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

ア 2割低減タイプ

支援金の額＝(当年の肥料費－前年の肥料費)×0.15

前年の肥料費＝当年の肥料費÷高騰率÷0.9

イ 1割低減タイプ

支援金の額＝(当年の肥料費－前年の肥料費)×0.5

※前年の肥料費はアと同様の計算式により求める

(2) 当年の肥料費とは、令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。

(3) 高騰率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農林水産省農産局長が定めるものとする。

第3 対象経費

取組実施者に対する支援金に限るものとする。

別記2

肥料価格高騰緊急対策推進事業

第1 事業の目的

肥料価格高騰緊急対策事業（以下「緊急対策事業」という。）の効果を十分に発揮させるため、受託協議会や取組実施者が行う当該事業の趣旨の徹底、適切な審査等の実施等により、当該事業の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

第2 事業の内容

肥料価格高騰緊急対策推進事業（以下「緊急対策推進事業」という。）において実施することができる取組内容は、以下に掲げるものとする。

1 推進及び指導

受託協議会は、取組実施者に対して緊急対策事業の概要及び緊急対策事業の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、当該事業の適切な実施に向け、取組実施者に対し、指導や助言等を行う。取組実施者は、参加農業者に対して緊急対策事業の概要や実施等に必要な事項に係る周知徹底、当該事業の適切な実施に向けた指導や助言等を行う。

2 交付事務

受託協議会は、取組実施者から提出された申請書等の審査や取組実施者に対する支援金等の交付等に係る事務を行う。取組実施者は、参加農業者から提出された申請書等の確認や交付等に係る事務を行う。

3 実施確認

受託協議会は、支援金等の交付の対象となる取組について、取組実施者から提出された書類により実施確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う。取組実施者は、参加農業者から提出された書類により実施確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行う。

4 その他必要な事項

1から3までの取組のほかに、緊急対策事業の推進に必要な取組を行う。なお、取組実施者が緊急対策推進事業に取り組む場合、その要件については、知事が別に定めるものとする。

第3 対象経費

対象経費は別表に掲げる経費とする。なお、取組実施者が緊急対策推進事業に取り組む場合、上限額については、知事が別に定めるものとする。

別表

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な備品に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格が50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務機器、自動車、事務所等の借上経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。 ・借り上げた事務所に係る光熱費等を含む。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷の経費 	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（事業実施期間内）又 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		<p>は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ USB メモリ等の低廉な記録媒体 	
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施に直接必要な自動車の燃料代 	
	情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
旅費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認等を受託協議会が行うための旅費 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 受託協議会及び取組実施者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を効率的に実施するために行う、事務の一部（申請書の記載確認、とりまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組実施者が緊急対策推進事業に取り組む場合は、対象外とする。
雑 役 務 費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するために直接必要な振込手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組実施者から参加農業者への支援金の振込手数料を含む。
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等に係る経費 	

(注) 1 上記の経費であっても本事業の有無にかかわらず受託協議会又は取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

2 対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

番 号

年 月 日

受託協議会会長 殿

所在地

取組実施者名

代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰緊急対策事業取組計画書の（変更）承認申請書

令和〇年度において、肥料価格高騰緊急対策の実施にあたり、緊急対策事業取組計画書を作成（変更）したので、徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領（令和4年9月1日付け農技セ第420号）第7の1の（1）（第7の1の（3））に基づき、別添のとおり提出する。

（注）添付書類については、別添の取組計画書のほか、選択した取組に応じて以下を添付すること。

ア 2割低減タイプ

- ・国実施要領の取組計画書、参考様式第1-2号（参加農業者名簿）
- ・参考様式第1-2号-ア（参加農業者名簿）
- ・参考様式第2号-ア（化学肥料低減計画書）

イ 1割低減タイプ

- ・参考様式第1-2号-イ（参加農業者名簿）
- ・参考様式第2号-イ（化学肥料低減計画書）
- ・所要額の算出根拠となる証拠書類

ウ 肥料価格高騰緊急対策推進事業（取組実施者が行う取組）

- ・参考様式第1-3号

県事業

肥料価格高騰緊急対策事業取組計画書（取組実績報告書）

秋用肥料分	春用肥料分

2割低減	1割低減

推進事業

(注) 該当するものに○を付けること

第1 取組実施者の概要

取組実施者名		
代表者の役職・氏名		
取組実施者の住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

第2 参加農業者の概要

参考様式第1-2号のとおり。

参加農業者数（件）

第3 所要額

〇,〇〇〇円

第4 誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 本事業に係る報告や立入調査について、知事から求められた場合に応じます。	
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、受託協議会又は知事から求められた場合は提出します。	
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。	
ア 緊急対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合	
イ 正当な理由がなく、緊急対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合	
(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。	

県事業

参考様式第1-2号-ア

肥料価格高騰緊急対策事業 参加農業者名簿（県事業 ア 2割低減タイプ）

No.	参加農業者		支援予定額（円）											備考
	氏名 又は 法人・組織名	秋用肥料（令和4年6月～令和4年10月注文分）				春用肥料（令和4年11月～令和5年5月注文分）				県事業の 総合計 A + B	うち支援予定額 （県事業） A	うち県事業分の 振込手数料 B	（参考） うち支援予定額 （国事業）	
		当年の肥料費	支援予定額 （県事業）	県事業分の 振込手数料	（参考） 支援予定額 （国事業）	当年の肥料費	支援予定額 （県事業）	県事業分の 振込手数料	（参考） 支援予定額 （国事業）					
1										0	0	0	0	
2										0	0	0	0	
3										0	0	0	0	
4										0	0	0	0	
5										0	0	0	0	
6										0	0	0	0	
7										0	0	0	0	
8										0	0	0	0	
9										0	0	0	0	
10										0	0	0	0	
11										0	0	0	0	
12										0	0	0	0	
13										0	0	0	0	
14										0	0	0	0	
15										0	0	0	0	
16										0	0	0	0	
17										0	0	0	0	
18										0	0	0	0	

No.	参加農業者 氏名 又は 法人・組織名	支援予定額（円）											備考	
		秋用肥料（令和4年6月～令和4年10月注文分）				春用肥料（令和4年11月～令和5年5月注文分）				県事業の 総合計 A + B	うち支援予定額 （県事業） A	うち県事業分の 振込手数料 B		（参考） うち支援予定額 （国事業）
		当年の肥料費	支援予定額 （県事業）	県事業分の 振込手数料	（参考） 支援予定額 （国事業）	当年の肥料費	支援予定額 （県事業）	県事業分の 振込手数料	（参考） 支援予定額 （国事業）					
19										0	0	0	0	
20										0	0	0	0	
集計	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)

1 「肥料価格高騰緊急対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

2 参加農業者は、農産物の販売実績（自給飼料を生産する畜産農家は畜産物の販売実績。以下同じ。）を確認できた農業者を記載すること。
なお、新規就農者であって農産物の販売実績がない場合であっても、農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者であるなど、購入した肥料を使用した農産物の販売が見込まれることが明らかな場合は、記載することができる。

3 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。
 (1) 国事業
 $支援予定額 = \{ 当年の肥料費 - (当年の肥料費 \div 高騰率 \div 0.9) \} \times 0.7$
 ※1円未満の端数は切り捨て
 (2) 県事業
 ア 2割低減タイプ
 $支援予定額 = \{ 当年の肥料費 - (当年の肥料費 \div 高騰率 \div 0.9) \} \times 0.15$
 ※1円未満の端数は切り捨て

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、市町村から支援金（以下「市町村支援金」という。）が交付されている場合にあつては、(1)及び(2)の交付額合計から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。
 なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。

$$調整額 = 市町村支援金 - [\{ 当年の肥料費 - (当年の肥料費 \div 高騰率 \div 0.9) \} \times 0.15]$$

- 4 「肥料価格高騰緊急対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
 5 適宜、行を追加すること。
 6 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
 7 振込手数料は、県事業のみを対象とすること。
 8 他の取組実施者を通じて支援金の申請をしている場合は、備考欄にその旨と当該取組実施者名を記載すること。

県事業

参考様式第1-2号-イ

肥料価格高騰緊急対策事業 参加農業者名簿（県事業 イ 1割低減タイプ）

No.	参加農業者 氏名 又は 法人・組織名	支援予定額（円）									備考
		秋用肥料 (令和4年6月～令和4年10月注文分)			春用肥料 (令和4年11月～令和5年5月注文分)			総合計	うち支援予定額 (県事業)	うち県事業分の 振込手数料	
		当年の肥料費	支援予定額 (県事業)	県事業分の 振込手数料	当年の肥料費	支援予定額 (県事業)	県事業分の 振込手数料				
1								0	0	0	
2								0	0	0	
3								0	0	0	
4								0	0	0	
5								0	0	0	
6								0	0	0	
7								0	0	0	
8								0	0	0	
9								0	0	0	
10								0	0	0	
11								0	0	0	
12								0	0	0	
13								0	0	0	
14								0	0	0	
15								0	0	0	
16								0	0	0	
17								0	0	0	
18								0	0	0	
19								0	0	0	
20								0	0	0	
集計	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)

- 「肥料価格高騰緊急対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
- 参加農業者は、農産物の販売実績（自給飼料を生産する畜産農家は畜産物の販売実績。以下同じ。）を確認できた農業者を記載すること。
なお、新規就農者であって農産物の販売実績がない場合であっても、農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者であるなど、購入した肥料を使用した農産物の販売が見込まれることが明らかな場合は、記載することができる。
- 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。
(1) 県事業
イ 1割低減タイプ
支援予定額＝〔当年の肥料費－（当年の肥料費÷高騰率÷0.9）〕×0.5
※1円未満の端数は切り捨て

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、市町村から支援金（以下「市町村支援金」という。）が交付されている場合にあっては、(1)の交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。
なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。
調整額＝市町村支援金－〔（当年の肥料費－（当年の肥料費÷高騰率÷0.9））×0.5〕
- 「肥料価格高騰緊急対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
- 他の取組実施者を通じて支援金の申請をしている場合は、備考欄にその旨と当該取組実施者名を記載すること。

肥料価格高騰緊急対策推進事業（取組実施者が行う取組）に係る事業費内訳

事業項目	補助対象経費	推進事業費（円）	備 考
1 推進・指導事務	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 雑役務費		
	小 計		
2 交付事務	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 雑役務費		
	小 計		
3 事業実施確認事務	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 雑役務費		
	小 計		
4 その他	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 雑役務費		
	小 計		
	合 計		

(注)

- 1 対象となる取組実施者は、知事が別に定める要件を満たす者であること。
（徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領別記2の第2の4）
- 2 参考様式第1－2号に記載した振込手数料を除いて記載すること。
- 3 同要領第7の2に基づく取組実績報告書（参考様式第4号）の提出の際は、根拠となる資料を添付すること。

化学肥料低減計画書

作付概要※	
作物名	作付面積(ha)
計	

※作物数が多い場合は、別紙に作物名と作付面積を記載し提出すること

秋用肥料	春用肥料

注:該当欄に○

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

- 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。
そのうち1つ以上は、新しい取組(「○」で記入)、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。



令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

複数の取組実施者を通じて支援金の申請をしている場合は、以下に当該取組実施者名を記載すること。

取組実施者名

(注)

- 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
- 前年の肥料使用量を証明する書類(肥料の種類、数量が記載されているもの)を提出すること。
当該書類がない場合は、作物名と作付面積を参考にして、当年の肥料使用量が適切であることを確認することとする。

化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料

注: 該当欄に○

作付概要※	
作物名	作付面積 (ha)
計	

※作物数が多い場合は、別紙に作物名と作付面積を記載し提出すること

氏名(法人・組織名)
住所
電話番号

- 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが新たに1つ以上必要です。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。



令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

複数の取組実施者を通じて支援金の申請をしている場合は、以下に当該取組実施者名を記載すること。

取組実施者名

(注)

1 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

2 前年の肥料使用量を証明する書類(肥料の種類、数量が記載されているもの)を提出すること。
当該書類がない場合は、作物名と作付面積を参考にして、当年の肥料使用量が適切であることを確認することとする。

化学肥料低減実施報告書

秋用肥料	春用肥料

注:該当欄に○

作付概要※

作物名	作付面積 (ha)
計	

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

※作物数が多い場合は、別紙に作物名と作付面積を記載し提出すること

1. 実施してきた取組メニューに「○」を付してください。
2. 「今後の取組」には、実施する取組メニューが1つ以上必要です。

取組メニュー	令和4年度又は 令和5年度の取組	今後の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等を含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、 灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		
総取組面積	ha	ha

県事業

参考様式第3号

番 号
年 月 日

取組実施者名 代表者氏名 殿

所在地
受託協議会名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰緊急対策事業採択通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった肥料価格高騰緊急対策事業取組計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領（令和4年9月1日付け農技セ第420号）第7の1の（2）の規定に基づき通知する。

県事業

参考様式第4号

年 月 日

受託協議会会長 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰緊急対策事業取組実績報告書

徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領(令和4年9月1日付け農技セ第420号)第7の2の(1)の規定に基づき、その実績を報告する。

- (注) 1 緊急対策事業取組計画書に変更があったときは、緊急対策事業取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正(変更前の部分は取消線で修正)し添付すること(標題を「肥料価格高騰緊急対策事業取組計画書」から「肥料価格高騰緊急対策事業取組実績報告書」に変更すること)。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- (1) 肥料価格高騰緊急対策事業取組実績報告書(実施要領参考様式第1-1の別添を実績報告書としたものと同参考様式第1-2をいう)のほか、選択した取組に応じて以下を添付すること。
- ア 2割低減タイプ
- ・国実施要領の取組実績報告書(国実施要領参考様式第1-1の別添を実績報告書としたものと同参考様式第1-2をいう)
 - イ 肥料価格高騰緊急対策推進事業(取組実施者が行う取組)
 - ・参考様式第1-3号
- (2) 緊急対策事業取組計画書又は緊急対策事業取組計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類(申請時以降変更のない場合は省略できる)。

県事業

参考様式第5号

年 月 日

受託協議会会長 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰緊急対策事業取組実施報告書

徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領（令和4年9月1日付け農技セ第420号）
第8の2の（1）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）

- 1 添付書類については、以下を添付すること。
 - ・参加農業者名簿（実施要領参考様式第5号別添）
 - ・化学肥料低減実施報告書（実施要領参考様式第2号一ウ）

県事業

参考様式第5号別添

肥料価格高騰緊急対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者	取組面積 (ha)	計画時の取組メニューの実施の有無
	氏名 又は 法人・組織名		
集計	—		—

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

徳島県知事 殿

所在地
協議会名
代表者名

肥料価格高騰緊急対策事業参加申込書

徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領（令和4年9月1日付け農技セ第420号）第3の規定に基づき、次のとおり、参加を申し込みます。

- 1 業務名
肥料価格高騰緊急対策事業
- 2 提出書類（□に✓すること）
 - 事業実施計画書
 - 添付書類
 - ア 会員名簿
 - イ 業務方法書
 - ウ 協議会規約
 - エ 事務処理規程
 - オ 会計処理規程
 - カ 文書取扱規程
 - キ 内部監査実施規程

肥料価格高騰緊急対策事業実施計画書（実績報告書）

第1 協議会の概要

協議会名			
代表者の役職・氏名			
協議会事務局が所在する住所	〒		
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名		
	電話番号		
	E-mail		

第2 取組実施者の概要

取組実施者数（件）	参加農家数（件）

第3 肥料価格高騰緊急対策事業の所要額

円

第4 肥料価格高騰緊急対策推進事業の内容

(1) 推進・指導事務計画

実施時期	回数等	推進・指導内容等	備考

(2) 審査・交付事務計画

実施時期	審査・交付事務内容	取組実施者数	備考

(3) 実施確認事務計画

実施時期	実施確認事務内容	事業実施者数	備考

(4) その他推進事業の実施に必要な事項

--

(5) 推進事業実施計画

事業項目	補助対象経費	推進事業費 (円)	備 考
1 推進・指導事務	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費		
	小 計		
2 審査・交付事務	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費		
	小 計		
3 事業実施確認事務	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費		
	小 計		
4 その他	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費		
	小 計		
	合 計		

第5 事業実施経費

区 分	総事業費	経費の根拠	備 考
1 肥料価格高騰緊急対策事業	円	○円×○回	
2 肥料価格高騰緊急対策推進事業			
合 計			

第6 委託事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 「肥料価格高騰緊急対策事業実績報告書」においては、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更すること。

第7 添付資料

- 1 「肥料価格高騰緊急対策事業実績報告書」においては、別紙様式Cを添付すること。
- 2 その他、知事が必要と認める書類

県事業

別紙様式C

肥料価格高騰緊急対策事業 取組実施者名簿

No.	取組実施者 氏名 又は 法人・組織名	支援額（円）		支援額の合計
		秋用肥料 （令和4年6月～10月購入分）	春用肥料 （令和4年11月～令和5年5月注文分）	
		支援額	支援額	
集計	件			

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

県事業

別紙様式第1号

年 月 日

受託協議会会長 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

化学肥料施用量低減特認技術認定申請書

徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領（令和4年9月1日付け農技セ第420号）別記1の第2の1の（3）のアに基づき、化学肥料施用量の低減技術として下記の技術を認定いただきたく申請する。

記

- 1 技術の名称
- 2 技術の概要
- 3 技術の導入前後における低減効果の実証データ

導入前	導入後	低減効果

注：実証データは、化学肥料3要素（窒素、りん酸及び加里）の施用量の低減に効果があることを示す実証データ資料を添付すること。

県事業

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

所在地
受託協議会名
代表者氏名

化学肥料施用量低減特認技術認定協議書

徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領（令和4年9月1日付け農技セ第420号）別記1の第2の1の（3）のウに基づき、化学肥料施用量の低減技術として下記の技術を認定することが適当と考えられるので、協議する。

記

- 1 技術の名称
- 2 技術の概要
- 3 技術の導入前後における低減効果の実証データ

導入前	導入後	低減効果

注1：化学肥料3要素（窒素、りん酸及び加里）の施用量の低減に効果があることを示す実証データ資料を添付すること。

2：低減効果の実証データが県域においても効果があることが分かる資料を添付すること。

県事業

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

取組実施者名 代表者氏名 殿

所在地
受託協議会名
代表者氏名

化学肥料施用量の低減効果を有する特認技術の認定について

令和〇年〇月〇日付けをもって認定申請のあった、化学肥料施用量低減特認技術認定申請については、令和〇年〇月〇日付けをもって承認したため、徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領（令和4年9月1日付け農技セ第420号）別記1の第2の1の（3）のイに基づき、通知する。

施行注意： 申請書の写しを添付